

令和4年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和4年5月19日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【区政情報課長】 本日は、皆様にはお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。第 1 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。会長、副会長選出まで、進行役を務めさせていただきます、区政情報課長の原田です。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、皆様に情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば、区長より手渡しをさせていただくべきところでございますが、大変恐縮でございますが、新型コロナ等の影響もまだございますので、皆様の机の上に置かせていただいたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、吉住区長より、ご挨拶を申し上げます。

【区長】 着座にて失礼させていただきます。区長の吉住健一でございます。

新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱にあたり、ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から新宿区政の進展のために、ご指導・ご尽力を賜り、本当にありがとうございます。

本日、委嘱をさせていただきました委員の皆様には、公私ともご多忙のところ、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

コロナの感染について、リバウンド警戒期間がもうしばらく続いておりますので、引き続き、東京都の指導なども勘案しながら様々な審議会等も運営していきたいと考えております。

この審議会は、情報公開制度と個人情報保護制度という 2 つの制度の運営に関しまして、ご審議やご助言をお願いするものでございます。皆様におかれましては、活発にご審議いただきまして、当区の情報公開制度と個人情報保護制度を、さらにより制度としていきたいと考えております。皆様のご指導・ご協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【区政情報課長】 次に、委員の皆様を、私からご紹介させていただきます。

15 人の委員の皆様のうち、5 人の方が新任の委員、10 人の方が再任の委員でございます。まず、学識経験者の委員でございます。

山口邦明(やまぐちくにあき)委員でございます。山口委員は、東京弁護士会所属の弁護士で、平成 4 年から審議会委員として、就任していただいております。

小林弘和(こばやしひろかず)委員でございます。小林委員は、元専修大学法学部教授で、

平成23年から審議会委員として、就任していただいております。

布施一郎(ふせいちろう)委員でございます。布施委員は、元新宿区常勤監査委員で、平成28年から審議会委員として、就任いただいております。

次に、区議会議員の委員でございます。

おぐら利彦(おぐらとしひこ)委員でございます。再任でございます。

木もとひろゆき(きもとひろゆき)委員でございます。再任でございます。

あざみ民栄(あざみたみえ)委員でございます。再任でございます。

志田雄一郎(しだゆういちろう)委員でございます。再任でございます。

伊藤陽平(いとうようへい)委員でございます。再任でございます。

続きまして、区内団体関係者の委員でございます。

町会連合会から、津吹一晴(つぶきかずはる)委員でございます。再任でございます。

民生委員児童委員協議会から、佐藤光子(さとうみつこ)委員でございます。新任でございます。

東京商工会議所新宿支部から、高野芳由樹(たかのよしゆき)委員でございます。新任でございます。

連合西北新宿地区協議会から、塩田順一(しおだじゅんいち)委員でございます。新任でございます。

続きまして、公募の区民委員でございます。

川野奈緒(かわのなお)委員でございます。新任でございます。

松井育子(まついいくこ)委員でございます。新任でございます。

なお、消費者団体連絡会の宮崎冴子(みやざきさえこ)委員につきましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、本審議会の所管部長である総合政策部長の平井光雄(ひらいみつお)です。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

区長、総合政策部長は、次の公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、議事に入らせていただきます。

まず、会長をお選びいただくこととなりますが、審議会条例第4条によりますと、会長は、委員の互選によることとなっております。進行につきまして、何かご発言がある方がいらっしゃいましたら、どうぞお願ひいたします。

【布施委員】会長には引き続き、山口委員にお願ひしたいと思います。

【区政情報課長】ただいま、山口委員との発言がございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【区政情報課長】異議なしとのお声でございます。ご賛同いただければ、皆様拍手をもってご承認をお願いします。

(拍手)

【区政情報課長】ありがとうございます。

それでは、山口委員に、引き続き会長をお願いすることに決定させていただきます。山口委員、恐れ入りますが、会長席にお移りいただけますでしょうか。

それでは、副会長の互選以降の進行につきましては、会長が選出されましたので、会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【会長】先ほど会長に選任されました山口邦明でございます。先ほどの紹介ですと、平成4年から30年も私、ここへ通っているのかなという気がして、ちょっと長過ぎるかなと思ったりしております。いずれにしろ選任されましたので、今期も会長として役目を務めたいと思います。

それでは、副会長の選任につきまして、従来例でいけば、私のほうで指名させていただいておりますが、副会長としては、同じく今年4月まで副会長をしていただいております小林委員に引き続きお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】小林委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、会長・副会長が選任されましたので、本日の審議につきまして、事務局からご説明をいただけますでしょうか。

【区政情報課長】それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、新宿区では、附属機関の会議録につきまして、ホームページに掲載しております。また、皆様のお手元にお配りしてある委員名簿についても、これまでと同様に審議会のホームページに掲載させていただきたいと考えております。この点について、再度ご確認をいただければと考えております。

【会長】その点について、何か意見とか質問等はございますでしょうか。その程度でよろしいですか。では、進めてください。

【区政情報課長】ありがとうございます。皆様、改めまして、よろしくをお願いいたします。

今回の議事につきましては3件でございます。事前にお送りいたしました資料1から資料3

のとおりとなります。また、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」についても、送付させていただきます。各案件の説明時にそれぞれ使用する資料をご確認いただければと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【会長】 それでは、審議に入りたいと思います。

それでは、まず資料1、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係るシステム改修等について(対象者の追加等)」であります。

それでは、説明される方はまず資料を確認の上、内容をご説明ください。

【臨時特別給付金担当副参事】 よろしくお願いいたします。まず資料の確認をさせていただきます。

本件のご説明で使用する資料は、資料1と資料1-1になります。お手元にごございますでしょうか。

それでは、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係るシステム改修等について(対象者の追加等)」について、ご説明させていただきます。

本件は、令和3年度第8回本審議会においてご承認いただいた案件にはなりますが、このたび事業の対象者が追加になりましたため、諮問・報告をさせていただくものでございます。変更点を中心にご説明をさせていただきます。

資料1の2ページ、事業の概要をご覧ください。

対象者でございますが、(3)の対象者が追加になります。(1)の令和3年度の非課税世帯と(2)の家計急変世帯については、令和3年度第8回本審議会でご説明しております。なお、(2)の家計急変世帯と申しますのは、課税されている世帯で、収入が非課税相当に下がった世帯のことです。

今回は(1)(2)の対象に加えて、(3)新たに令和4年度の非課税世帯にも支給します。追加になる(3)の対象者につきましては、(1)に該当する世帯以外の世帯及び(2)の家計急変世帯の支給を受けていない世帯になり、令和4年6月1日において新宿区の住民基本台帳に記載されている者などでございます。

次に事業内容のところをご覧ください。変更点でございますが、2段落目をご覧ください。

今回、国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において、給付金事業の運用改善が行われることになりました。そして令和4年度の非課税世帯が対象として追

加されたということでございます。運用改善と申しますのは、ここには記載がないのですけれども、少しだけご説明させていただきますと、令和3年中の収入が減少した家計急変世帯というのは、令和4年度の住民税が非課税になりますので、令和4年度に新たに非課税になった世帯に対しては、改めてプッシュ型で給付するということが運用改善となってございます。プッシュ型を具体的に申しますと、新たに令和4年度非課税になった世帯に対しまして、これまでの令和3年度非課税世帯と同様に、区から確認書を送付いたしまして、その返送を確認して支給するということになります。

続きまして、3ページの本審議会への付議事項のところでございます。(1)から(5)まで項目がございますが、いずれも1月20日の本審議会へ付議した事項と同じでございます。今回の令和4年度非課税世帯が対象に追加されることに伴いまして、システムに令和4年度非課税世帯の対象者を追加します。また再委託につきましては、委託業務の対象者に令和4年度非課税世帯を追加することになります。

続きまして、3の予定世帯数でございますが、新たに令和4年度非課税になる世帯は、約8,000世帯を想定してございます。

ここで、資料1-1、個人情報の流れの図をご覧ください。この図におきまして、1月20日日本審議会から変更になっている部分ですが、図の左上、左下ですが、新宿区のホストコンピュータに構築した非課税世帯給付対象者データベースのところに、赤字で、括弧書きで「(令和4年度住民税非課税世帯対象者を含む)」と記載してございます。

また、個人情報の流れに変更はございませんが、個人情報保護の対策については黄色の吹き出しで記載してございます。その上のやや左あたりの吹き出しになりますが、委託事業者には個人情報の責任者及び取扱者を選定させまして、給付管理システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を遠隔で行っております。また、図の真ん中あたりの吹き出しですが、DVDを委託事業者に渡す際は、鍵付きのケースに入れて、手渡しで受け渡しを行っております。こうした対策の変更はございませんが、引き続きしっかりと行ってまいります。

それでは、資料1にお戻りいただきまして、4ページをご覧ください。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係るデータベースの構築等について(対象者の追加等)のところでございます。

現在、非課税世帯給付対象者と家計急変世帯申請者のデータベースをホストコンピュータに構築しておりますが、ここに新たな対象である令和4年度非課税世帯給付対象者のデータベー

スを構築するものでございます。

新規開発・追加・変更の理由の欄でございますが、令和4年度非課税世帯給付対象者データベースの構築、1につきましては、対象者に確認書を送付し、給付状況を管理するために構築するものでございます。

2の支給判定プログラムの修正につきましては、既に構築されている非課税世帯及び家計急変世帯の支給判定を行うプログラムに、令和4年度非課税世帯への二重給付等を防止するための支給判定プログラムを追加するものでございます。

3につきましては、既に構築されている課税状況照会のためのデータ作成プログラムを、令和4年度の課税状況照会のためのデータ作成も行えるように修正するものでございます。

続きまして、新規開発・追加・変更の内容でございます。1の令和4年度非課税世帯給付対象者データベースの構築につきましては、先ほど事業の概要でご説明した対象者を抽出し、データベース化をいたします。また既存の給付管理システムに連携するためのデータ出力を行います。

2の支給判定プログラムの修正につきましては、二重支給等を防止する現在のプログラムを修正し、「令和4年度非課税世帯給付対象者データベース」とも突合できるようにするものでございます。

5ページの3でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

次に6ページをご覧ください。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る給付管理システムの構築についてでございます。今回の変更は、現行の給付管理システムに令和4年度非課税世帯給付対象者を追加するものでございます。

個人情報保護対策につきましては、運用上の対策の3と4でございますが、委託先が実施する入力ではダミーデータを使いまして、実データを使った検証作業は区の職員が実施をしております。

また、7ページをご覧ください。システム上の対策の4でございますが、先ほど図のところでご説明しましたとおり、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行いまして、システム管理者より許可された者以外は操作できない設定を行っております。

それでは、8ページをご覧ください。給付管理システムの外部結合についてでございます。こちらについても、令和4年度非課税世帯給付対象者を追加するものでございまして、特に変更はございません。

続きまして、9ページをご覧ください。給付事業の一部の委託についてでございます。こちらにつきましても、令和4年度非課税世帯給付対象者を業務に追加するものでございまして、ほかに変更はございません。

10ページの情報保護対策をご覧ください。運用上の対策の11でございますが、個人情報の提供の際は日時、取扱者、情報の内容、数量を記録いたしました確認記録表の内容を必ずしっかり委託先と確認をしております。引き継ぎの対策とは異なりますが、しっかり行ってまいります。

続きまして、12ページをご覧ください。給付事業に係る確認書等の印刷及び封入封緘業務の再委託でございます。こちらにつきましても、令和4年度非課税世帯給付対象者を追加するものでございまして、変更はございません。情報保護対策につきましては、委託先に行わせるものと同じ対策になってございます。

私からのご説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

【会長】ご質問ありましたらどうぞ。

【木もと委員】今回のこの案件に関しましては、対象者の追加ということで、これまで行われていたところからの延長の追加というような内容だと思います。これまでも特に個人情報に関しては、これまで行ってきた中で、特に大きな情報漏洩とか、事故などはなかったのでしょうか。

【臨時特別給付金担当副参事】個人情報に関しましては、立入検査もしておりますが、事故等もなく、特に問題というのは見つかっておりません。

【木もと委員】分かりました。そのような形で引き続きしっかり行っていただければと思うところですが、今回、再委託、追加分があるという中で、例えばこの資料1-1でいきますと、委託事業者のところにこの紙文書の保管を行っております。委託業務終了後に返却となっております。これまで渡った情報というのは、今回の追加分が終わったところで、同様の形で返却になるのか。この情報というのは、長期間業者に行っていないような形が望ましいとは思いますが、それまでの情報等も必要なのかとか、そのあたりはどのようなようになっているのでしょうか。

【臨時特別給付金担当副参事】個人情報につきましては、長期にわたって委託事業者が保管しているのはよろしくないと思っておりますが、今回の事業につきましては、まだ令和3年度の給付事業についても申請に不備があつて補正中であるということもございまして、また、今回新たに令和4年度の非課税世帯に給付するわけですが、こちらでも令

和3年度の給付金を受け取っている世帯は、給付の対象外というようなことになることから、そちらの確認を委託事業者で行う必要もあり、引き続き業者で保管しているところでございます。

【木もと委員】分かりました。今回追加があるということで、さまざま業務等も複雑化しているところですので、引き続き立ち入り等々行いながら適切な形で行っていただければいいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

【伊藤委員】システムのテストというのは本番の環境と同じコンピュータでテストしているのか気になりました。あと、テストの項目というのは、これは誰が決めるのかというところ、業者が決めているのか、区で決めているかを伺います。

【臨時特別給付金担当副参事】テストにつきましては、本番の環境のバックアップをとりまして、区の職員が行い、システムの構築等につきましても、区の職員が厳密に指示をして、構築しております。

【伊藤委員】本番の環境からバックアップをとっても、まだコンピュータでテストしているということなんでしょうか。そこで本番の環境に問題がないということで、区で同じデータを使用して検証をして、本番稼働していくという、そういったイメージでしょうか。

【臨時特別給付金担当副参事】はい、その通りでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

それでは、本件について、これ以上ご意見がないようでしたら、諮問事項が3件なんですけれど、対象者の追加に関してデータベースの構築と、それから給付管理システムの構築とそれと外部結合。それから報告事項は2件で、給付事業の委託と、印刷・封入封緘業務の再委託。ご意見が特別なければ、諮問事項3件については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は終了といたします。

それでは、次に資料2、「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について(手続及び情報項目の追加)」であります。

それでは、説明される方は、資料を確認の上、内容をご説明ください。

【行政管理課長】まず資料の確認をさせていただきます。

諮問・報告事項の資料2がでございます。

続きまして、資料2-1、追加手続及び情報項目、こちらA4横の1枚の資料でございます。

続きまして、資料2-2、個人情報の流れです。こちらA4横のカラー版1枚の資料ござ

います。

最後に参考資料 2-1、各手続の概要、こちら A 4 横の 1 枚の資料でございます。

以上が配布資料でございます。

それでは、「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合について（手続及び情報項目の追加）」について、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、外部結合と業務委託の報告でございます。

資料の 2 ページをご覧ください。事業の概要でございます。

まず 1 の概要でございますが、区では、平成 16 年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供いたします「東京共同電子申請・届出サービス」を活用しまして、住民票の写しの交付請求や乳幼児・子ども医療証の申請などの手続をオンラインで受け付けてございます。なお、こちらにつきましては、平成 16 年度の本審議会で承認いただきまして、以後、手続の追加をその都度諮問・報告し、承認・了承いただいているところでございます。このたび、新たに資料 2-1 にございます 5 つの手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図りたいと考えているところでございます。

続いて、2 の本審議会への付議内容でございます。1 つ目としましては、外部結合でございます。既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」におきまして、手続の追加を行います。

2 つ目といたしましては、運用管理の業務委託でございます。こちらの委託する手続の内容につきましては、資料 2-1 でご説明いたします。資料 2-1 をご覧ください。今回追加いたします 5 つの手続の手続名（登録業務名）及び担当課また取り扱う個人情報項目を記載させていただいております。

続きまして、参考 2-1 をご覧いただければと思います。こちらにつきましては、追加手続に関する各手続の内容を記載させていただいてるところです。こちらで、大変申し訳ございませんが、No. 3 の手続の概要につきまして、一部訂正がございましたので、この場で訂正をさせていただきたいと思っております。

No. 3 のしんじゅく難病サロンの申込み及びアンケートの概要の文ですが、対象者は変わらないのですけれども、その後ろの「専門医による」という以降を、この場で訂正させていただきたいと思っております。こちらはサロンということで、当事者同士の情報交換・交流会を実施するといった内容でございます。この場をお借りして訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

こちらの5つの手順につきまして、電子申請で受け付けできるようにする内容でございます。

恐れ入りますが、こちらの資料2にお戻りいただきまして、3ページ目をご覧くださいと思います。外部結合についてでございます。登録業務の名称、結合される情報項目につきましては、先ほど説明しました資料2-1のとおりでございます。

結合の相手方としましては、東京電子自治体共同運営協議会でございます。結合する理由についてですが、こちらは申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性の向上を図ることができるためということでございます。

結合の形態でございますが、L G W A N回線を利用いたしまして、東京電子自治体共同運営センターのサーバと区のイントラ端末を接続するものでございます。

続きまして、結合の開始時期ですが、令和4年6月1日以降でございます。

続きまして、情報保護対策の運用上の対策としましては、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、また区の個人情報保護条例及び区の情報セキュリティポリシーを遵守いたします。

システム上の対策につきましては、行政専用のL G W A N回線を利用いたしまして、特定相手以外との通信は不可とするといったところでございますが、このシステム上の対策につきましては、個人情報の流れと併せまして、資料2-2、カラー版のA4横の資料でご説明させていただきます。

まず、①のところをご説明します。区民である申請者がパソコンやスマートフォン等を使いまして、こちらインターネット回線を通じ、専用のサイトから申請します。申請いただきましたら、その情報が東京電子自治体共同運営協議会が委託しております運用受託事業者である富士通株式会社のサーバに入りまして、②の部分ですが、こちらのデータがL G W A N回線を通じまして、区のイントラネットパソコンに申請到達メールが届くという流れでございます。

その後③ですが、区で申請内容を確認いたしまして、受付処理をいたしましたら、その内容が④の左側の緑色の矢印ですが、こちらの運用受託事業者のサーバを通じまして、申請者のパソコン又はスマートフォン等に、申請受付完了のメール通知がいくといったようなところでございます。

また、⑤は、右下の薄い青色の矢印でございますが、こちら申請者の申請情報につきましては、区がL G W A N回線を通じまして情報をダウンロードしまして、⑥、⑦といった流れで申請者の情報を管理する流れでございます。

個人情報の流れは以上でございますが、黄色の枠の中に記載しているとおり、それぞれの段

階のところ、セキュリティの対策をさせていただいているところがございます。こちらの情報保護対策の仕組みにつきましては、以上でございます。

続きましては、資料2にお戻りいただきまして、5ページをご覧いただければと思います。業務委託についてでございます。

登録業務の名称につきましては、資料2-1のとおりでございます。

委託先につきましては、富士通株式会社でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、資料2-1のとおりでございます。

続いて、委託理由といたしましては、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築しておりますが、このシステム管理を富士通株式会社が行っていることから、富士通株式会社に委託するところがございます。

委託の内容につきましては、東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理でございます。

委託の開始時期につきましては、令和4年6月1日から令和5年3月31日までですが、次年度以降も同様の業務委託を行います。

委託にあたり区が行う情報保護対策につきましては、まず運用上の対策につきましては、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、また区の個人情報保護条例及び区の情報セキュリティポリシーを遵守する点とともに、契約にあたりまして、特記事項を付すといったところがございます。

システム上の対策につきましては、先ほど外部結合でお話しした内容と同様の内容となっておりますので、割愛させていただきます。

続きまして、6ページをご覧いただければと思います。

受託事業者に行わせます情報保護対策についてですが、こちらも外部結合と同様の内容となっておりますので、説明については割愛させていただきます。

説明については、雑駁ではございますが、以上でございます。よろしくお願いたします。

【会長】 LGWAN回線について、今の説明者か事務局のほうでも構いませんけど、新しい委員の方もいらっしゃるの、LGWAN回線って何なのかを簡単に分かる程度に説明してください。

【情報システム課長】 LGWAN回線は、行政専用の回線で、全国の地方公共団体及び国が専用で使う回線になっております。情報セキュリティを高めるために、専用の回線を敷くことによって、一般の方が入れないような構造になっておりまして、これによって外からアクセスが

できないような、そういったものになっているということで、様々な行政情報、個人情報が出しにくいよう、以前からこちらの回線を使っております。

【会 長】新宿区としてどんなものに利用しているか、皆さんがイメージ湧くような例はないですか。

【情報システム課長】例えばですけれども、住民記録、転出転入といった手続がある際に、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方について、転出の手続を、マイナンバーカードを使って届出ができるようになっております。税の情報についても、必要に応じて国ですとか、あるいは地方公共団体の中でのデータのやり取り、そういったものを行う際にLGWAN回線を使って行っているというふうなものになっています。

【会 長】住民も使うけれども、自治体同士も使ってる。そういう意味ですか。

【情報システム課長】住民の方が使うというよりは、むしろ住民の方は入れなくて、自治体と国の行政機関だけが使うというものになっていますので、例えば資料の2-2でご覧いただきますと、こちらの中央に今回、東京電子自治体共同運営協議会が委託してつくったシステムが中央にございますが、左側のパターン、申請者のほうから一般的なインターネットの回線で、こちらのシステムのほうにアクセスしていただきます。一方で、入った後の行政のほうについては、LGWAN回線、②の申請到達メールの通知というところの上にLGWAN回線ということで書いてありますが、こちらのほうでのデータのやり取りということで行っていますので、一般の方は、LGWAN回線は入れないような仕組みになっております。LGWANとは「ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク」ということで、その頭文字をとってLGWAN回線というものになっています。

【会 長】それ自体の装置を管理しているところはどこなんですか。

【情報システム課長】そちらについては国で管理をしているものになります。

【会 長】どうもありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

【木もと委員】今回この電子申請を進めるということの追加項目があるということで、これまでも新宿区としては電子申請をなるべく多く、来庁せずにできるようにというふうに進めている中で、今回この5件が追加をされるということでもあります。委託先等々の変更もなく、また個人情報の中身もこれまでと同様ですので、特にこれまで大きな事故等もない状況でありますので、引き続き、このような形で続けていただければよいと思います。意見です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【あざみ委員】 これまでも利用しているシステムですので、それは評価しますけれども、追加手続の情報項目のところ、取り扱う個人情報項目というのがありますけれども、性別と年齢について、※印、注意書きがありますが、性別については性別を伝えたくない、伝えづらいという方もいらっしゃるわけですが、こちらは任意ではなく必須なんですか。選択項目があって、男女とか、最近では「回答しない」という回答の選択肢があったりするんですけども、それはどのようになっているのでしょうか。

【東新宿保健センター所長】 性別・年齢を入力していただく理由としては、例えば女性の健康支援に関する講演会とかは、女性に特化した健康づくりですので、女性の参加ということがあるのと、あとテーマによっては、やはり身体的に男性向け、女性向けという医学的などところからありますので、男女は必要かなとは思いますが、昨今の状況からすると、答えたくないという方もいらっしゃいますので、その辺は配慮をしてみたいと思います。必ず回答ということではないように検討していきたいと思います。

【あざみ委員】 ありがとうございます。もちろんイベントですとか、事業が性別に特化したものというのはあると思うんです。この5つを見ると、上の4つは別に特化ではないかなというふうに思いましたので、必須であって、男女だけという選択肢で、そこでこれが申し込めないということではないというふうに今のお答えでは解釈しましたので、そのようにきちっと柔軟に対応していただきたいと思います。以上です。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【伊藤委員】 ちょっとお伺いしたいのが、運用側の対策のところ、情報セキュリティ遵守状況のセルフチェックと、情報セキュリティ対策の外部監査を実施するというのと、あと、内部監査を実施しているというのがあるんですけど、新宿区のほうでも確認を、監査報告書とか、そういうのがあると思うんですけど、確認をできるのか、しているのかというところをお伺いします。

【情報システム課長】 内部監査につきましては、新宿区が直接やるという方式ではございません。共同運営につきましては、東京都が中心となった事務局がございますので、そちらが実施をします。定例的に共同運営に参加している団体の会議体がございますので、その中で報告がございます。そして、各自治体のほうで確認をさせていただくというような状況でございます。

【伊藤委員】 ありがとうございます。内部監査はそうだと思うんですけど、外部監査の報告書自体は、ネットで調べても出てこなかったんですけど、閲覧がそもそもできる状態になっているわけではなくて、実際にやった結果、問題がなかったということだけが報告されるみたい

な、そういうことなんですか。

【情報システム課長】外部監査についても、当然報告は協議会の中で出ておりますので、そこからは一般の方に示しているかどうか、私もそこまで認識しておりませんでしたので、そこらについては確認いたしますけれども、問題があったということはありませんので、引き続き我々もそこはしっかり確認してまいりたいと思っております。

【伊藤委員】分かりました。ありがとうございます。やっぱり、情報セキュリティがしっかり守られているかっていうところ、こういうところで担保されることになっていると思うので、「大丈夫でした」という話が出てくるときに、報告書には多分何か指摘があったりとか、もしかすると実はリスクがあるみたいな話が書かれていたり、そういう可能性があるのも、そこまでぜひ報告書を、もし閲覧できるのであれば、チェックいただきたいということを思いました。

【情報システム課長】ただいま頂戴しましたご意見を踏まえまして、我々でもしっかり確認してまいりたいと、そのように思います。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、本件は、外部結合は諮問事項、それから運営管理業務の委託は報告事項ということなんですが、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、そういうことで本件は終了いたします。

次に、資料3「学校図書館システムに係る外部結合等について」であります。説明される方は資料を確認の上、内容をご説明ください。

【教育支援課長】資料ですが、資料3、それから資料3-1。この個人情報の流れの図の2つになります。

それでは、「学校図書館システムに係る外部結合等について」、ご説明いたします。外部結合については諮問、業務委託については報告という形になります。

事業の概要をご覧ください。

事業名は、学校図書館の充実。担当課は教育支援課。目的は学校図書館システムの活用。対象者は区立学校に在籍する児童・生徒それから教員になります。

事業内容です。令和4年9月より、児童・生徒それから教員に1人1台貸与されているGIGAスクールタブレット端末を用いまして、自宅・教室・職員室などにおいても調べ学習や読書活動、授業の準備等のために学校図書館の蔵書を検索することができるクラウド型の学校図書館システムを導入したいと思っております。当該システムの導入にあたりましては、児童・生徒が使用できる機能は蔵書の検索のみという形をとりまして、そこには個人情報を含む利用者

データの管理等は、図書室用のノートパソコンのみという機能となっております。

本審議会に付議する事項でございます。まず1つ目が外部結合になりまして、児童・生徒、教員のタブレット端末及び図書室用のノートパソコンから事業者が提供するクラウド型の学校図書館システムとの外部結合を行います。

2つ目が業務委託です。クラウドシステムの導入、既存のシステムから新しく入れますクラウドの図書館システムへのデータの移行及び運用保守という形になります。

資料3-1、学校図書館システムによる個人情報の流れをご覧ください。こちらで流れをご説明させていただきます。左上のところ、自宅、教室及び職員室で児童が持っているこのタブレットから右のほうにいきまして、蔵書の検索をすることができます。それについては、個人情報は入っておりません。使う回線はインターネット回線ですけれども、通信暗号化されています。そして、左下のところを見ていただきまして、今度は書籍を借りる場面ですが、図書室にあるPCからユーザのID・パスワードを使いまして、貸出・返却、それから利用者のデータ管理、蔵書利用状況の統計などを行います。こちらのネット回線はインターネット回線ですけれども、インターネットVPNというような形で、専用回線と同等のようなものになります。それから扱う個人情報の中で、卒業生・転出した方については、図書室の職員でその都度お聞きしていく形で管理いたします。

右側の受託事業者ですけれども、ここはプライバシーマークを取得した事業者で、そのクラウドについても自社クラウド、受託事業者のデータセンターで管理する形になりまして、黄色い吹き出し内でそれぞれのセキュリティ情報対策を記載しています。

資料3、3ページ目の学校図書館システムに係る外部結合についてというところでございます。結合される情報項目というものは、学校名、学年、学級（クラス）、氏名、入学年度、貸出の記録です。

契約の相手方は、今はまだ決定はしていませんけれども、プライバシーマークを取得した事業者を想定しています。

開始の時期ですけれども、令和4年9月1日から予定してございます。

情報保護対策については、タブレットでの基本的な対策に加えまして、1の④のところ、児童、生徒が使用できる機能は、蔵書検索のみに限定いたします。学校図書のシステムへのログインは新宿区専用のURLから行う対策をとります。そして、卒業・転出のときは利用者のデータを区で削除いたします。

次に5ページは業務委託となります。取り扱う情報項目は同一です。使用の開始時期ですけ

れども、令和4年9月1日（予定）から令和5年3月31日までで、次年度以降も同様の業務を行っていきます。

委託にあたり区が行う情報保護対策は、先ほどと同じように、3、4、5が、この図書館システムでの特徴的な対策という形になると思います。

6ページを見ていただきまして、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、運用上の対策といたしましては、契約にあたり、こちらに添付しています事項、それから新宿区の情報セキュリティポリシー及び新宿区の個人情報保護条例をしっかりと守っていただき、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定しまして、区へ報告させます。

システム上の対策は、5、サーバの監視及びデータバックアップを行わせることについて、情報セキュリティアドバイザーの助言のとおり行います。

簡単ではございますが説明は以上となります。

【会 長】23区でこれと似たようなことを実施している区はあるのですか。23区なり、東京都なり。初めてですか。

【教育支援課長】23区については、私どもで情報を持ち合わせておりません。

【会 長】分かりました。それでは、情報セキュリティアドバイザーからの助言があったようなので、事務局からご説明を。

【区政情報課長】情報セキュリティアドバイザーからの意見及び対応について、ご説明いたします。

こちら、アドバイザーからは意見といたしまして、不正アクセスを防止するためサーバ監視を行っているか事業者を確認すること、またデータのバックアップを行わせることといった助言をいただいたところでございます。この内容を受けまして、こちらのシステム上の対策といたしまして、サーバ監視及びデータのバックアップを行わせるといった形で、対策をとらせていただくといったところでございます。説明は以上でございます。

【会 長】それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【木もと委員】まだこの事業者選定はされていない状況なのかと思うのですが、いつ頃予定をされているのでしょうか。

【教育支援課長】本審議会が終わりました後、事業者を選定するため、区の教育委員会の中で、審査をかけまして、了承を得た上で決めていくこととなります。

【木もと委員】蔵書の貸出状況等々を把握するために、この利用者データが必要なのかと思うのですが、ここまで情報が必要なのかなと思うところが1点あります。まだ事業者が決まっ

ていない状況なので、ここまでの個人情報事業者側に渡さなくてもできる可能性もあるのではないかなと思うのと、例えば氏名に関しましても、出席番号にするとか、そのようなことも可能であればするべきではないかなと思うところですけども、そのあたり個人情報の各項目について、氏名・クラス等々全て必要なかどうか、その点、どのようにお考えか教えていただければと思います。

【教育支援課長】今使ってるシステムの中に、これだけの情報が入っているという形ですので、これをそのまま移していく形が良いと思います。新たに学籍番号とか、そういったところが入るとなると、また違う作業も必要になってくるので、業者が決まったところの中で、しっかりと個人情報を限定するというような形の視点に立って、作業は進めていきたいと思っていますところでございます。

【木もと委員】分かりました。必要最低限の形でやっばりできるようにすべきだと思います。個人情報保護の観点からいきますと、そうあるべきだと思いますので、選定後になるとは思いますが、その方向で検討していただいたほうが良いと思いますので、よろしく願います。

【会 長】利用者情報というのが、区ではどういうふうに情報をとるんですか。これだと、受託事業者がそういう記録を持っていることは分かりますけど、区はそれにアクセスとかどこかでつながっているとか、そこらがちょっと分からないですけど、どういうものですか。

【教育支援課長】つながっているのは、図書室にあるパソコンです。区で見る必要がないので、学校の図書室でしっかり見られる、管理するというような形になるかと思えます。

【会 長】それぞれの学校の図書館で。区は管理しないということですか。

【教育支援課長】はい。

【会 長】何かほかにご質問かご意見。

【津吹委員】資料3-1の、この図式の中で、左下の図書室、「児童・生徒が使う際は、職員が立ち会う」と書いてありますけれども、大概、今、小中学校の図書館というのは、教職員というよりもボランティアの方が、司書が入っていらっしゃる場所でも、時間全て入っているということではなくて、多分図書ボランティアという方々、PTAの方ですとか、地域の方ですとか、そういう方々が登録をされてお子さんたちの手伝いをしているというのが現実だと思うのですが、学校でも必ず教員が立ち会うというのと、教員がそこにいるというのが大原則になるのでしょうか。そうではなくて、そういったボランティア登録されている方は、もう職員としてみなすということで、取り扱えるような形になるのでしょうか。

【教育支援課長】児童が間違った使い方をしないように、先生方が見守りをします。

【津吹委員】 ご確認いただければ助かるのですが、我々はボランティアでもいいと思います。当然ながら校長が認めて入っているボランティアですから、その方が情報漏洩することはないと思いますので。逆にそこを限定してしまうと、そういう方々の汎用ができなくなるというのか、お手伝いいただける方々ができなくなってしまう。学校の先生方の業務が増えてしまうところがあると、現実的ではないのかなと思うので、そこは最初から決めていただいたほうがよろしいかなと思います。意見です。

【教育支援課長】平成24年の本審議会で、学校図書の運営の支援業務の委託というような形で司書の委託について承認をいただいております、その方々が立ち会うことになっています。ボランティアの方もというお話もございしますが、私が言いました職員は、委託業者となります。

【会 長】さっきの続きがどうも分からないんですけど、まず蔵書は学校ごとに別で、単体になっていて、新宿区全体の区立学校の蔵書が全部検索できるわけじゃないのですか。どうなのですか。学校ごとですか。

【教育支援課長】G I G Aスクール端末から、自分の学校の蔵書も見ることができますし、自分の学校でない図書も、どういう図書を持っているかというのは、検索はできるような形にはなっています。

【会 長】貸出しはできないの、よその学校に。

【教育支援課長】貸出しはその学校でしかできなくて、学校間で貸出しという仕組みは、今つくっていないので、自分が調べ学習をしたくて、調べ学習でこれだけの本という形で、お隣の学校に見たい本があるなということは分かるのですが、それを貸してもらおうというすべは、今はないと。

【会 長】まだ現状ではなっていないと。それから、先ほど利用者情報は、区としては把握してなくて、今の説明ですと学校ごとの図書室ということですよ。よその学校の図書室が、別の学校の利用状況を見られるわけじゃないということになりますよね。

【教育支援課長】会長ご指摘のとおりでございます。

【会 長】その次に、図書館にあるノートパソコンって書いてるからノートパソコンだと思うのですが、それと生徒個人のタブレットとはどうつながっているの。どういうふうにしてつながるのですか。

【教育支援課長】生徒個人のタブレットとはつながっておらず、タブレットでは業者の持っている自社クラウドにアクセスします。したがって、生徒個人のタブレットと学校図書室のノー

トパソコンはつながっておりません。

【会 長】クラウドとは学校の図書室だけがつながっているということになりますか。生徒個人は当然つながっていないという想定なんですか。個人のタブレットからもつながるのですか。

【教育支援課長】個人のG I G Aスクールタブレット端末から、通信の専用回線の暗号化したパスワードを入れることによって、クラウドにつながります。

【会 長】蔵書データが見えないと意味がないから、蔵書データが見られるっていうのはいいのですけれど、私の聞いているのは利用者データです。利用者情報は見られるんですか、クラウドまでつながるのですか。

【教育支援課長】利用者の貸出情報などは見られません。

【会 長】見られない。それは図書館のノートパソコンでは見られるけど、生徒個人のタブレットからは見られませんよと、こういうことですか。

【教育支援課長】はい。そういうことです。

【会 長】どうぞ、ご質問ありましたら、そちらのほうで。

【あざみ委員】そうしますと、全校の蔵書は検索して調べることはできるけれども、貸出しはできないということであれば、全部見られる必要はないと。何のためにこれをやるのかというところでいくと、自宅とかでできるっていうところはあるのですけれども、何でこの1つ大きいクラウドをつくらなきゃいけないかという、先ほどからの質疑で、やはり利用者データとか、非常に重い個人情報なわけですよ。それを取り扱うということのメリットがないと、何だろうとちょっと思ったりはするのですけれど。これを導入した後に他に検討していることというのが、あるのであれば、言っていたらと思います。

【教育支援課長】今のところ、予定はありません。それぞれG I G A端末タブレットを持つという中で、それまで自宅での学習だったというところもありますので、タブレットの中で、より有効な活用を入れようというところになります。

【あざみ委員】分かりました。それで、利用者データはやはり非常にセンシティブな個人情報だと思うのですけれども、これは卒業・転出時の削除という、職員が削除と。先ほど図書室の職員というふうに言っていましたけれども、さっきの議論だと委託司書も含めた職員という意味なのか。ある特定の職員が削除したということ、さらにチェックは必要だと思うのですね。ダブルチェックと言うんでしょうか。それを完全に行うのでしょうか。

【教育支援課長】まずは、転出とかは担任から情報が来たりというような形になるでしょうし、

学年ということになれば、その学年全部という形になると思いますので、図書室に従事する委託の司書が、実質的には消していくことになるかと思います。担任の教員、それから委託の司書のチェックというか、そういうのは今でも削除しているので、そういう機能はしっかりやっています。

【あざみ委員】今でもそれぞれの学校の図書室のデータ管理のところでも、やっているとおっしゃったのですが、今度はクラウドに蓄積される利用者データをきちんと消していけるかというところだと思うので、そういう意味で、学校での担任だとか司書教諭だとかっていうレベルではないところでの、教育委員会としてのチェックというんですか。そういうのはあったほうがいいと。ないと心配だと思うのですけれども、そういうようなお考えはないですか。

【教育支援課長】教育委員会としてのチェックについては確認してみますが、区で立ち会って削除というのを確認できる場所というのを踏まえて、やっていきたいと思います。

【あざみ委員】それぞれの学校の担当の司書さん、図書室担当の教員だけではやっぱり、済まない。それだけ大きなものをつくられるということ。教育委員会がつけられるわけなので、そこはきちんとチェックをしていただきたいと思います。

あともう1点、検索の履歴なのですが、これ個人情報なしとあります。GIGA端末は個人を特定することは可能なかなと思ったりするのですけれども、その特定するための情報というのは、このクラウドには絶対ないわけですね。要するに、利用者データはもちろん重いですが、検索の履歴というのでしょうか。それもなかなかセンシティブな情報だと思うのですが、それは絶対残らないと。個人情報として残らないということによろしいわけですね。

【教育支援課長】新宿区の検索用のURLから入ったことしか伝わらないので、個別の端末から来たという情報は残らない、分からないという形になります。

【あざみ委員】分かりました。まだ業者も決まっていない、秋からということですので、まず運用のことも含めて、きちんと整理をしてやっていただきたいと思っています。

【会 長】今のあざみ委員の質問に対して、回答が十分ではなかったんだろうというふうに思っているのですが、あざみ委員としてその点が今ここで明らかになる、採決の関係なんですけど、採決すべきでないというご意見なのか、それを今の意見として聞いて、しかるべく運用をやってほしいという程度でいいのか。そこはどうでしょう。

【あざみ委員】反対をするつもりで私も来ていませんでしたが、ただ、今聞いていてちょっと不確かな部分もありますので、9月始まる前に、途中でご報告をいただきたいと思います。

【会 長】これについては、後日この審議会でもう一度ご報告していただくことでよろしい

ですか。

【教育支援課長】対応策が分かった時点でご報告をさせていただきます。

【会 長】そういうことで審議を進めますけれど、ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【津吹委員】今あざみ委員からお話があった、学校内だけの、他校さんのものが見えても意味がないんじゃないかというところで、当然ながらその延長で、区立図書館の蔵書が検索できれば、学校にあっても区立図書館に行けば見られるんだ、借りられるんだという有意義なものになると思うんですけども、今、学校図書という文言になってしまっているの、そこを今後できれば変えていっていただきたいというのか、意見になってしまうのかも知れないんですけど、そこを検討していただくことと、その場合のセキュリティもきちっとしていただくということをご検討いただければと思います。

【会 長】今の段階でお答え、何か説明があればお聞きしますけど。今のは意見ですから。

【教育支援課長】今の段階でできるできないとかというのは、ちょっとお答えはできないんですけども、ご意見があったというような形で受け止めたいと思います。

【会 長】他にご質問かご意見ございますか。

【おぐら委員】基本的なことをお伺いしたいんですけど、今、学校の図書室にある本の貸出しの仕方というのはどういう形をとっているのでしょうか。昔は本の裏にカードが入っていて、誰が借りてるのか分かるような、そういったやり方だったんですけど、今はどのように管理をされているのか教えていただけますか。

【教育支援課長】貸出しする本にバーコードが付いていますので、それを読み取ることによって、何組の誰々に何々という本がいついつ貸し出されたというふうな形で、記録が図書室用のパソコンに残っていく仕組みになっています。

【おぐら委員】昔みたいにカードではないなとは思っていたんですが。そうしますと、今でもパソコンで管理をしているわけで、これをわざわざ受託業者に管理させる必要がどこにあるのか疑問なんです。学校の中の図書のやり取りでしたら、学校の中だけのほうが安全だと思いますし、例えば今後、先ほど津吹委員からもありましたけれども、中央図書館にあるこういう本が借りたいというので、それが学校のほうに届くようなシステムになるのであれば、やはりこういったシステムも必要だと思うんですけど、学校の中だけで貸出しをして、誰がいつ借りたということであれば、学校の中だけの情報管理のほうが反対に安全かと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

【教育支援課長】今の現行システムというのがある中で、よりG I G A端末というものが生徒に配られている活用しようという中で、どういったことができるかというところで、蔵書検索というような形をとらせていただきました。

ここから先、どういうふう to 発展するかというのは、今の段階で何とも言えないところですが、タブレットの活用について、クラウドを利用するというような形で、以前の審議会のときにも報告していると認識していますので、委員のご指摘事項はごもっともだと思いますが、情報の管理については、しっかりとやりながら、こういう形で進めさせていただけたらなというふうに思います。

【おぐら委員】先ほども同じような質問があって申し訳ないのですが、今後のこういうふうになるという展開がまだないという中で、今これに取り組む必要が果たしてあるのかということなんです。何度も繰り返して申し訳ないのですが、わざわざ受託業者を通すことによって、情報のやり取りが多くなる。そこまでをやって、じゃあその先に何かあるのかというのがないと、今ここで果たしてこれをやる必要があるのかなという、私はそこにちょっと疑問を感じております。以上です。

【会 長】ただ、ここは区がどういう事業をするかどうかを審議するところではないので、恐縮ですがご意見として、こういう案件、ちょっとおかしいんじゃないって、意見は意見としてご発言いただいて構いませんけど、ここはあくまでも個人情報がいかに保護されるかというところですので、いくつかご意見ありました。聞いていて、多分皆さん委員の方似たような、「それもそうだね」と納得されていると思うので、そういうところをよく考慮されまして、次回の報告のときに追加説明をお願いしたいと思います。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【松井委員】資料3-1の右下で、利用者データのところに貸出記録というのがあるのですが、これは生徒さんが本を借りている間は必要だと思うのですが、一旦返却したら、その生徒さんがこの本借りていたと、今までの読書記録みたいなのは残さないですよね。残されているのでしょうか。これは今もそうですし、クラウドに移行した後もそうなのですか。

【教育支援課長】図書館としては、そういう情報は残らないと思っています。

【松井委員】生徒さんが何ていう本を借りていたというような、思想に関するところは今も聞いていない、記録なんかもとらないということですね。

【教育支援課長】委員ご指摘のとおりでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

【伊藤委員】図書室用のPCについて、ここが一番個人情報に関わる場所だと思うのですが。図書室で使うノートパソコンに限定しているのか、それとも図書室でなくてもこの情報にアクセスできるのかというところがちょっと気になりました。多分このVPNクライアント設定というのができるんだと思うんですけど、これは細かい話で、仮にこのパソコンが壊れた場合、もう1台別のパソコン持ってきてインターネットにつなげるとか、そういうこともされると思うのですが、アクセスできるパソコンがどんどん増えているということになっているのであれば、何か対策が必要かなど。そのあたりは、どのように考えられているのか。

【教育支援課長】図書室に置いてあるパソコンでというふうな形で、そのパソコンをしっかりと管理していくと考えていますので、故障した場合には、修理する、取り替えるというような形で用意しているところです。

【伊藤委員】ありがとうございます。恐らくなんですけれども、場所が図書室にあるという話ではなくて、多分VPNクライアント設定が行われているものは安心できるという話だと思うので、そこに関しては、運用のほうでしっかりマニュアルをつくっていただかないと、どれでもアクセスできるという話になってしまうと思いますし、このノートPCは複製というか大量に増やすことが、仕様上は多分できてしまうと思うので、そこに関しては故障しない限りは、設定をするのは1台に限るとか、そういった対策をしていただきたいと思ってるんですけど、いかがですか。

【教育支援課長】委員のご指摘を受けまして、そういったところもどうなったか、しっかりと見ていきたいと思っております。

【会長】それも報告事項に加えてくれませんか。ちょっと重要なことですよ、個人情報という問題で。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

それでは大分審議しましたけれど、一応、今日審議会で議論されたような方向でという理解なのですが、その方向でご検討いただいたことを、後日ご報告いただくことを前提に、今日の段階での賛否をお願いしたいと思います。

外部結合については諮問事項ですし、業務委託については報告事項ですけれども、何か反対意見とか疑問でもいいのですが、何かそういうご意見がある方がありましたら、今、発言いただきまして。そうでなければ、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

そういうことで、追加のご報告をいただくということを前提に、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで本件を終了いたします。

それでは、議事としては資料3までいきましたので、何かその他、事務局のほうでこの段階でご発言があればお願いします。

【区政情報課長】本日はどうもありがとうございました。次回の審議会につきましては、令和4年6月30日木曜日の午後2時から予定しているところでございます。場所につきましては、この場所ではなくて、この1個下の階にございます大会議室で行いますので、よろしく願いいたします。

また、本日の資料3の学校図書館システムに係る外部結合等につきまして、本日の議論を踏まえまして、またご報告させていただければというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

【会 長】第1回の審議会これで終わるんですけど、感想とか審議会についての要望とか何かご意見がありましたら、ちょっと時間が余っているものですからどうぞ。発言があれば遠慮なくご発言ください。

【木もと委員】次回に関しては大会議室でということなのですが、区長からもございましたとおり、リバウンド防止期間でもあるという状況で、前期に関してはより広い形でソーシャルもとりながら行った経緯があります。可能であればその期間までは、次回が大会議室ということなので、その後どうなるか分からないので、使用ができるならば、そのような形でより広い場所で行ったほうがいいのではないかなというふうに思います。意見です。

【会 長】これは事務局のほうでお考えください。

【区政情報課長】今ご指摘のとおりでございますので、できる限り大会議室などの広い部屋を押さえさせていただきまして、間隔をとれるような形で開催できるように努めていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

【会 長】ほかにご質問かご意見、何か。

【佐藤委員】ちょっと前に戻って、お時間があるってことで、一言、言いたいなと思ひまして。最初の補助金の、助成金ですね。そういうのも10万円ずつ出て、私、民生委員してまして、地域にはいろいろ根を張っているんですけど、収入がなければ助成金をもらえるってことで、地域には税金を納めていなくてもお金はいっぱい持ってらっしゃる方、結構いらっしゃるんですよ。こういうふうにちょこちょこ助成金が入られる時代が今、来ているものですから、何となくそういう情報が流れるんですよ、地域に。それで、住民の皆さんとしては不公平感で結構文句を言われる。文句というのですか、どうしてうちはもらえないんだとか、そういうような意見がちらほらと聞こえてくるし、私も実際知っているんですよ、そういう方をね。だか

ら、本当に個人情報に極みでございますけど、裏の経済情報を調べる方法っていうのはないの
でしょうかね。子育ての助成金なんかもあったんです。私たちも当事者にいろいろお話を聞き
に行っても、クエスチョンマークを3つぐらいつけるような事例がたくさんありまして、一言
書くんですけど、向こうの言ったとおりににはなっちゃうんですよね。ですから、これが続いて
いくと、本当にもらえる人はずっともらえている。それで、ギリギリの人はギリギリでやって
いかなきゃいけない。本当に地域の不公平感があります。

【会 長】こちらの委員の方々には区議会議員の方もおりますので、その話は議員の方にし
てもらっても良いのでは。

【佐藤委員】議員の方、皆さんよくご存じだと思うんですけど、このところ、こういうご時世
ですので、昔から3万円とか1万円とか、そういうような手続でもらった人もちょっと口が緩
くなっちゃうところがありまして。まして年配の方はね。

【会 長】いずれにしろ、ここは政策そのものを議論するところではないので、たまたま区
議会の代表の方がいらっしゃったので、何か反映していただければと思います。ということに
しましょう。

【佐藤委員】そういうことにしてください。

【会 長】遠慮なく今後ともご発言ください。ほかに何かご発言ありますでしょうか。

【伊藤委員】これ前もちょっとお話ししたことがあるんですが、オンライン会議ですとかあと
は資料をオンラインでいただけると大変ありがたいとは思ってます。区議会もそういうふう
になってはいるのですが、そこまでやってもらえると助かります。

【会 長】これは事務局のほうで、すぐというわけにはいかないけれど、1つの課題として
ご検討ください。

ほかに何かご意見かご質問ありますか。ないようでしたら、大体2時間の予定でやっていま
すので、今日みたいに1時間半ぐらいのときは、時々こういうふうにご意見をお聞きする機会
を設けますので、またそのときにでも、ご発言いただければといいかなと思います。

それでは、本日のところはこれもちまして、第1回の審議会の閉会といたします。どうも
長時間もありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。

午後3時35分閉会